

## PAZ内の施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における対応について(案)

PAZ内の施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における対応については、【第7回作業部会(令和元年8月27日開催)、並びに第10回作業部会(令和2年11月9日開催)】において議論されてきた。今回はこれらのうち進捗があった項目について報告する。

I. PAZ内の敷地施設緊急事態における対応について1. PAZ内の在宅の避難行動要支援者への対応

- ① 支援者の同行により避難可能な者は、避難先へ移動。
- ② 無理に避難すると健康リスクが高まる者等は、避難に必要な体制が整うまで、放射線防護施設内で屋内退避。
  - ✓ 在宅要支援者の支援者及び避難手段の確保等が必要。

⇒「柏崎市及び刈羽村のPAZ内の在宅の避難行動要支援者への対応」を整理。

⇒PAZ内の在宅の避難行動要支援者の避難手段として、「原子力災害時における人員の輸送等に関する協定(令和2年10月14日、新潟県・公益社団法人新潟県バス協会)」を締結。

⇒PAZ内の在宅の避難行動要支援者の避難手段として、「原子力災害時における人員の輸送等に関する協定(令和3年11月5日、新潟県・一般社団法人新潟県ハイヤー・タクシー協会)」を締結。(別紙参照)

2. 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

- ✓ 想定対象人数、必要車両台数及び種類(バス、ストレッチャー車、車椅子仕様)の把握が必要。

⇒在宅の避難行動要支援者、社会福祉施設の入所については、避難先施設を決定した上で、福祉車両の運行計画を整理。

⇒福祉車両の運行については、まず、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者が、東京電力ホールディングス(株)が配備した車両で放射線防護対策施設へ移動し、次に、避難の実施により健康リスクが高まらない者及びその支援者が、自施設で所有する福祉車両や東京電力ホールディングス(株)が配備した福祉車両(車椅子仕様)で避難する。

< 柏崎市において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力 >

|   | 想定対象<br>人数※1                     | 必要車両台数                       |                            |                             | 備考   |
|---|----------------------------------|------------------------------|----------------------------|-----------------------------|--|
|   |                                  | バス※2                         | 福祉車両※2<br>(ストレッチャー仕様)      | 福祉車両※2<br>(車椅子仕様)           |  |
| 学校・保育所の児童等の避難   | 2,184人<br>(児童等1,815人<br>+職員369人) | 58台                          | 0台                         | 0台                          | 保護者への引渡しによりその分必要車両台数は減少。   |
| 社会福祉施設の入所者(支援者が同行することで避難可能な者)及びその支援者の避難                               | 871人<br>(入所者463人<br>+職員408人)     | 25台<br>(入所者280人<br>+職員358人)  | 0台                         | 48台<br>(入所者183人<br>+職員50人)  | 支援者の車両での避難によりその分必要車両台数は減少。<br>放射線防護対策が講じられたなごみ荘(45人(入所者30人+職員15人))及びにしかりの里(38人(入所者25人+職員13人))については、自施設内の放射線防護区域に移動し、入所者等の避難に必要な体制が整うまで屋内退避を実施。 |
| 社会福祉施設の入所者(避難の実施により健康リスクが高まる者)及びその支援者を屋内退避施設に輸送                       | 15人<br>(入所者9人<br>+職員6人)          | 0台                           | 6台<br>(入所者9人<br>+職員6人)     | 0台                          | 放射線防護対策が講じられたなごみ荘(45人(入所者30人+職員15人))及びにしかりの里(38人(入所者25人+職員13人))については、自施設内の放射線防護区域に移動するため車両は不要。<br>放射線防護対策が講じられていない施設は、放射線防護対策施設に輸送。            |
| 在宅の避難行動要支援者(支援者が同行することで避難可能な者)の避難                                     | 472人<br>(要支援者352人<br>+支援者120人)   | 11台<br>(要支援者311人<br>+支援者79人) | 0台                         | 41台<br>(要支援者41人<br>+支援者41人) | 支援者の車両での避難によりその分必要車両台数は減少。   |
| 在宅の避難行動要支援者(避難の実施により健康リスクが高まる者)及びその支援者を屋内退避施設に輸送                      | 32人<br>(要支援者16人<br>+支援者16人)      | 0台                           | 8台<br>(要支援者16人<br>+支援者16人) | 0台                          | 支援者の車両での放射線防護対策施設への輸送によりその分必要車両台数は減少。  |
| 妊婦・授乳婦・乳幼児・乳幼児の保護者等及び安定30素剤を服用できないと医師が判断したもの等で早期の避難等の防護措置の実施が必要なものの避難 | 273人                             | 9台<br>(273人)                 | 0台                         | 0台                          | 「乳幼児の保護者等」には乳幼児がいる世帯人数を計上。<br>自家用車で避難できない人数を踏まえ、該当者(1,723人)の15.3%(出典:新潟県原子力災害時の避難手段に関する調査)を想定対象人数として算入。  |
| 海水浴場から避難する一時滞り者   | 139人                             | 4台<br>(139人)                 | 0台                         | 0台                          | 1日あたりの海水浴客約1,390人のうち、9割以上が自家用車で訪問していることを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。  |
| <b>合計</b>   | <b>3,986人</b>                    | <b>107台</b>                  | <b>14台</b>                 | <b>89台</b>                  |  |

< 刈羽村において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力 >

|   | 想定対象<br>人数※1                  | 必要車両台数                     |                          |                             | 備考  |
|---|-------------------------------|----------------------------|--------------------------|-----------------------------|---|
|   |                               | バス※2                       | 福祉車両<br>(ストレッチャー仕様)      | 福祉車両<br>(車椅子仕様)             |   |
| 学校・保育所の児童等の避難   | 580人<br>(児童等503人<br>+職員77人)   | 14台                        | 0台                       | 0台                          | 保護者への引渡しによりその分必要車両台数は減少。  |
| 社会福祉施設の入所者(支援者が同行することで避難可能な者)及びその支援者の避難                               | 65人<br>(入所者22人<br>+職員43人)     | 3台<br>(入所者12人<br>+職員38人)   | 0台                       | 4台<br>(入所者10人<br>+職員5人)     | 支援者の車両での避難によりその分必要車両台数は減少。  |
| 社会福祉施設の入所者(避難の実施により健康リスクが高まる者)及びその支援者を屋内退避施設に輸送                       | 2人<br>(入所者1人<br>+職員1人)        | 0台                         | 1台<br>(入所者1人<br>+職員1人)   | 0台                          | 放射線防護対策が講じられていない施設は、放射線防護対策施設に輸送。   |
| 在宅の避難行動要支援者(支援者が同行することで避難可能な者)の避難                                     | 218人<br>(要支援者135人<br>+支援者83人) | 5台<br>(要支援者78人<br>+支援者26人) | 0台                       | 57台<br>(要支援者57人<br>+支援者57人) | 支援者の車両での避難によりその分必要車両台数は減少。  |
| 在宅の避難行動要支援者(避難の実施により健康リスクが高まる者)及びその支援者を屋内退避施設に輸送                      | 10人<br>(要支援者5人<br>+支援者5人)     | 0台                         | 3台<br>(要支援者5人<br>+支援者5人) | 0台                          | 支援者の車両での放射線防護対策施設への輸送によりその分必要車両台数は減少。   |
| 妊婦・授乳婦・乳幼児・乳幼児の保護者等及び安定30素剤を服用できないと医師が判断したもの等で早期の避難等の防護措置の実施が必要なものの避難 | 119人                          | 3台<br>(119人)               | 0台                       | 0台                          | 「乳幼児の保護者等」には乳幼児がいる世帯人数を計上。<br>自家用車で避難できない人数を踏まえ、該当者(754人)の15.3%(出典:新潟県原子力災害時の避難手段に関する調査)を想定対象人数として算入。 |
| 観光施設から避難する一時滞り者   | 100人                          | 3台<br>(100人)               | 0台                       | 0台                          | 1日あたりの観光客1,000人のうち、9割以上が自家用車で訪問していることを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。   |
| <b>合計</b>   | <b>1,094人</b>                 | <b>28台</b>                 | <b>4台</b>                | <b>61台</b>                  |   |

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値。

※2 バスは1台あたり45人程度、福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台あたり1~2人、福祉車両(車椅子仕様)は1台あたり1~6人の乗車を想定。

### 3. 施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

- ✓ 必要となる輸送能力の確保（自治体、社会福祉施設、バス会社、電力事業者等）が必要。

⇒「柏崎市及び刈羽村における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保」を整理。

#### < 柏崎市における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保 >

|            | 車両台数                |                     |                 | 備考   |
|------------|---------------------|---------------------|-----------------|--|
|            | バス                  | 福祉車両<br>(ストレッチャー仕様) | 福祉車両<br>(車椅子仕様) |  |
| (A) 必要車両台数 | 107台                | 14台                 | 89台             |  |
| (B) 確保車両台数 | 計107台               | 計14台                | 計89台            |  |
| 確保先        | 柏崎市の社会福祉施設<br>(9施設) | 2台                  | —               | 保有車両台数<br>(社会福祉施設)<br>バス2台<br>福祉車両(車椅子)19台   |
|            | バス会社(新潟県内)          | 105台                | —               | 保有車両台数 903台  |
|            | タクシー会社(新潟県内)        | —                   | —               | 保有車両台数<br>福祉タクシー:88台、UDタクシー:180台   |
|            | 東京電力ホールディングス(株)     | —                   | 14台             | 保有車両台数<br>福祉車両31台(ストレッチャー、車椅子兼用)<br>福祉車両(ストレッチャー、車椅子兼用) 31台を<br>活用した乗り合わせや段階的な避難により、<br>必要な輸送能力(延べ43台)を確保。 |

#### < 刈羽村における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保 >

|            | 車両台数                 |                     |                 | 備考  |
|------------|----------------------|---------------------|-----------------|---|
|            | バス                   | 福祉車両<br>(ストレッチャー仕様) | 福祉車両<br>(車椅子仕様) |   |
| (A) 必要車両台数 | 28台                  | 4台                  | 61台             |   |
| (B) 確保車両台数 | 計28台                 | 計4台                 | 計61台            |   |
| 確保先        | 刈羽村内の社会福祉施設<br>(2施設) | —                   | —               | 保有車両台数<br>(社会福祉施設)<br>福祉車両(車椅子)3台   |
|            | バス会社(新潟県内)           | 28台                 | —               | 保有車両台数 903台   |
|            | タクシー会社(新潟県内)         | —                   | —               | 保有車両台数<br>福祉タクシー:88台、UDタクシー:180台  |
|            | 東京電力ホールディングス(株)      | —                   | 4台              | 保有車両台数<br>福祉車両31台(ストレッチャー、車椅子兼用)<br>福祉車両(ストレッチャー、車椅子兼用) 31台を<br>活用した乗り合わせや段階的な避難により、<br>必要な輸送能力(延べ5台)を確保。 |

※ 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値。

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

## Ⅱ. PAZ 内の全面緊急事態における対応について

### ○全面緊急事態で必要となる輸送能力及びその確保

新潟県実施のアンケート調査の結果より、自家用車により避難する PAZ 住民は 84.7%、バスによる避難が必要な PAZ 内住民は 15.3%となった。

- ▶ 全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民は、
  - ・ 柏崎市：合計 2,309 人分、バス 55 台。
  - ・ 刈羽村：合計 688 人分、バス 18 台。
- ▶ 全面緊急事態発生時には、新潟県内のバス会社が保有する車両により、必要車両台数を確保。車両及び運転者については、新潟県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

#### 1. 柏崎市

##### <全面緊急事態で必要となる輸送能力>

|                | 想定対象人数 | 必要車両台数 | 備考                 |
|----------------|--------|--------|--------------------|
| 自家用車で避難ができない住民 | 2,309人 | 55台    | バス1台当たり45人程度の乗車を想定 |

##### <全面緊急事態での輸送能力の確保>

|           |            | 確保車両台数 |  | 備考          |
|-----------|------------|--------|--|-------------|
|           |            | バス     |  |             |
| (A)必要車両台数 |            | 55台    |  |             |
| (B)確保車両台数 |            | 55台    |  |             |
| 確保先       | バス会社(新潟県内) | 55台    |  | 保有車両台数 903台 |

※ 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値。

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

## 2. 刈羽村

### <全面緊急事態で必要となる輸送能力>

|                 | 想定対象人数 | 必要車両台数 | 備考                 |
|-----------------|--------|--------|--------------------|
| 自家用車での避難ができない住民 | 688人   | 18台    | バス1台当たり45人程度の乗車を想定 |

※数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値。

### <全面緊急事態での輸送能力の確保>

|            |            | 確保車両台数 | 備考          |
|------------|------------|--------|-------------|
|            |            | バス     |             |
| (A) 必要車両台数 |            | 18台    |             |
| (B) 確保車両台数 |            | 18台    |             |
| 確保先        | バス会社(新潟県内) | 18台    | 保有車両台数 903台 |

※ 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値。

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

— 以上 —

# 一般社団法人新潟県ハイヤー・タクシー協会と「災害時等におけるタクシーによる人員等の輸送に関する協定」を締結しました

ページ番号：0440244 更新日：2021年11月5日更新

新潟県は、一般社団法人新潟県ハイヤー・タクシー協会と「災害時等におけるタクシーによる人員等の輸送に関する協定」を締結しました。

## 1 協定の概要

災害時における車椅子利用者等避難行動要支援者の広域的な避難について、県の要請により、同協会（会員事業者）が福祉タクシーによる輸送を担うことにより避難対応の充実を図るもの。

## 2 協定締結式

(1) 日 時：令和3年11月5日（金曜日） 13時00分～13時20分

(2) 場 所：新潟県庁3階 東回廊第一応接室

(3) 出席者：花角 英世 新潟県知事、一般社団法人新潟県ハイヤー・タクシー協会 佐藤 友紀 会長



 [協定書 \[PDFファイル/82KB\]](#)

## このページに関するお問い合わせ

[防災局](#) [防災企画課](#)

防災事業係

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁行政庁舎

Tel：025-282-1606 [メールでのお問い合わせはこちら](#)

## 災害時等におけるタクシーによる人員等の輸送に関する協定書

新潟県（以下、「甲」という。）と一般社団法人新潟県ハイヤー・タクシー協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における人員等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 本協定は、災害時等に、甲が乙又は乙の会員に対して行う協力要請に関する必要事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第 2 条 甲は、災害時等において、第 3 条に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、乙又は乙の会員に対し、業務の内容及び期間等を指定して、文書により協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

2 前項に規定する要請は、運転手等の業務に従事する者（以下「従事者」という。）の安全確保を十分に確認し行うものとし、特に災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 1 条に規定する放射性物質の大量の放出により生ずる被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）においては、放射線防護措置等の安全対策を行った上で行うものとする。

3 乙又は乙の会員は、第 1 項の規定により甲から協力要請があったときは、特別な理由がない限り、協力するものとする。

### （業務内容）

第 3 条 本協定により、甲が乙又は乙の会員に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 避難行動要支援者等被災者の輸送業務
- (2) その他甲が必要とするタクシー等による支援業務

### （業務報告）

第 4 条 乙の会員は、前条の業務を実施したときは、速やかに文書により報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

### （費用負担）

第 5 条 第 2 条第 1 項の規定により乙の会員が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、協力の要請を受けた時点において乙の会員が認可を受けた運賃・料金を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第6条 乙の会員は、当該業務の終了後、業務に要した前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があった場合は、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙の会員は、第3条の業務実施中に、提供した車両が、故障、事故その他の理由により運行できなくなったときは、速やかに代替車両を手配して、輸送の継続に努めるものとする。

2 乙の会員は、第3条の業務に際し事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

(補償)

第8条 甲は、第3条の業務により従事者が死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態となったとき、又は車両が汚損し、若しくは破損したときは、次に掲げる場合を除き、その損害を補償する。この場合において、従事者に対する補償は、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和38年新潟県条例第40号)を準用する。

(1) 当該損害が、乙の会員又は従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙の会員又は従事者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が、第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(4) 原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)に基づき原子力事業者又は国による賠償を受けることができる場合

2 乙は、その会員に対して、前項の補償の責任を負わないものとする。

(資料の提出)

第9条 乙は、乙の会員が保有するタクシー等の台数等の資料を毎年1回甲に提出するものとする。

(緊急連絡表の提出)

第10条 甲及び乙は、協定成立の日及び毎年4月1日現在の緊急時連絡表を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中に異動等があった場合についても準用する。

(関係市町村との連絡)

第11条 本協定に基づく業務の実施に当たり必要な関係市町村との連絡調整は、原則として、甲において実施する。



(秘密の保持)

第 12 条 甲及び乙は、本協定に基づく業務に関し知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務が終了又は解除された後においても同様とする。

(有効期間)

第 13 条 本協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙のいずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を維持するものとする。

(協定の改訂)

第 14 条 本協定は、甲乙のいずれかの申し出があったときは、協議して解除又は一部を改訂することができる。

(その他)

第 15 条 本協定に定めるもののほか、本協定の規定の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 1 1 月 5 日

甲 新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

新 潟 県

代表者 新潟県知事

花岡英世

乙 新潟県新潟市中央区弁天 3 丁目 3 番 1 5 号

一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会

代表者 会 長

佐藤友紀